



# 坂井市特定不妊治療費の助成について



市では、特定不妊治療（体外受精・顕微授精・男性不妊治療）を受ける夫婦の経済的負担軽減のため、その治療にかかる費用の一部を助成しています。

## 1. 対象者 次の要件を、すべて満たす市民の方が対象です。

- ・特定不妊治療を受けた夫婦であること（事実婚の場合は、法律上の配偶者を有しない男女に限る）
- ・申請日において夫婦のいずれか一方または両方の住民登録が坂井市にあること
- ・夫婦ともに市税を滞納していないこと

## 2. 助成内容

内容	【保険適用の治療】	【保険適用外の治療】
助成額	1組の夫婦の1回の治療につき上限6万円	① 保険適用回数を超えた治療 ② 先進医療と組み合わせて実施する治療 ③ 国で審議中の技術と組み合わせて実施する治療（審議中の技術に要する費用は除く） ④ 治療開始時の妻の年齢43歳以上
回数	保険適用回数まで ※国の制度に基づく助成回数 39歳以下：6回まで 40～42歳：3回まで	1組の夫婦の治療に対し、年度内3回まで

### 《助成の対象となる治療》

体外受精および顕微授精（凍結胚移植を含む）、男性不妊治療（精巣内精子採取術）とし、福井県特定不妊治療費助成事業実施要綱で知事が定める指定医療機関において受けた治療。（ただし、福井県の助成を受けた場合や、高額療養費等の支給を受けた場合は、その額を控除した額）

## 3. 申請・請求の手続き

「坂井市不妊治療費助成金（特定不妊治療）交付申請書兼請求書」に必要書類を添付し、下記の受付窓口へ申請してください。

- 《必要書類》
- ① 特定不妊治療費助成事業受診等証明書、精巣内精子採取術受診等証明書
  - ② 領収書
  - ③ 高額療養費や付加給付の支給がある場合は、支給金額が確認できるもの
  - ④ 福井県特定不妊治療費助成承認決定通知書 ※県からの助成がある場合のみ
  - ⑤ 坂井市外住民の本籍が記載された住民票 ※夫婦の一方が坂井市外住民である場合のみ
  - ⑥ 夫婦両人の戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本） ※事実婚の場合のみ
  - ⑦ 夫婦事実婚関係に関する申立書及び意向確認書 ※事実婚の場合のみ
  - ⑧ 振込先がわかるもの（通帳等）※申請者名義のもの
- ※県へ助成申請をされた方は、①,⑤,⑥は写しでも結構です。

## 4. 申請期限 治療が終了した日の翌日から起算して1年を経過

する日まで（期限を過ぎた申請は、助成できない場合があります。）



### 【問合せ先・申請受付窓口】

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄 1-1  
坂井市役所 子ども福祉課 TEL：50-3042 FAX：68-0324

詳細はQRコードから  
HPをご覧ください

## 【助成内容】

### ①保険適用となる特定不妊治療

← 本人負担3割 →		
県助成 本人負担額が6万円を超えないよう助成	市助成 上限6万円	保険7割

助成回数	年齢制限
保険適用回数まで 妻の年齢 39歳以下: 6回 40~42歳: 3回	42歳以下

### ②保険適用となる特定不妊治療+先進医療

← 先進医療 →	← 保険適用の特定不妊治療 →	
← 本人負担10割 →	← 本人負担3割 →	
県助成 本人負担額が6万円を超えないよう助成	市助成 上限6万円	保険7割

助成回数	年齢制限
保険適用回数まで 妻の年齢 39歳以下: 6回 40~42歳: 3回	42歳以下

### ③保険適用外(保険適用回数終了)の特定不妊治療

← 本人負担10割 →	
県助成 本人負担額が6万円を超えないよう助成	市助成 上限6万円

助成回数	年齢制限
年度内3回まで	42歳以下

### ④保険適用外(保険適用回数終了)の特定不妊治療+先進医療

← 保険適用外(保険適用回数終了後)の特定不妊治療 →		← 先進医療 →
← 本人負担10割 →		← 本人負担10割 →
県助成 本人負担額が6万円を超えないよう助成	市助成 上限6万円	市助成 特定不妊治療の助成分と 合算して上限10万円
		本人負担

助成回数	年齢制限
年度内3回まで	42歳以下

### ⑤保険適用外(治療開始時の妻の年齢が43歳以上)の特定不妊治療

← 本人負担10割 →	
市助成 上限10万円	本人負担

助成回数	年齢制限
年度内3回まで	43歳以上